

林道事業採択基準

(1) 国庫補助事業

事業区分		採択基準
森林管理道	開設	1. 利用区域森林面積 50ha以上 (ただし、過疎地域にあたっては、30ha以上) 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 全体計画延長 1.0km以上 (ただし、利用区域森林面積が30ha以上50ha未満の場合は0.8km以上)
	改良	1. 利用区域森林面積 50ha以上 (ただし、過疎地域にあたっては、30ha以上) 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 1箇所の事業費 900万円以上
	舗装	1. 利用区域森林面積 500ha未満 2. 総事業費 2,400万円以上
林業専用道	開設	1. 利用区域森林面積 10ha以上 (ただし、国補林道災害復旧事業の対象は30ha以上) 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 全体計画延長 0.2km以上

※ 地方創生道整備推進交付金の採択基準は、国庫補助事業に準じる。

(2) 県単独林道事業

事業区分		採択基準
開設事業		1. 利用区域森林面積 30ha以上 2. 利用区域内の現有蓄積 $15m^3$ 以上 3. 1路線当たりの工事費 500万円以上

改 良 事 業	<p>橋梁改良</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既設林道に架設された木橋で、その機能が喪失、又は著しく低下しているものを永久橋に架け替える工事 2. 1橋当たりの工事費 50万円以上 <p>局部改良</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既設林道の勾配及び曲線の修正、又は配水施設、防護施設、路側施設等の新設又は改築工事、工事を行う総延長がおおむね250m以下の路面又は舗装の改良工事 2. 1路路線当たりの単年度工事費 50万円以上
舗 装 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国補林道開設事業又は県単独林道事業によって開設された林道で、舗装を必要とする延長がおおむね500m以上あり、1日当たり交通量が30台以上ある路線であって、次の各号に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 2以上の市町村の区域にわたって開設され、連絡線形をなしてゐるもの (2) 同一市町村において、2以上の集落にわたって開設され、連絡線形をなしてゐるもの (3) 突っ込み線形林道であって、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 起点からおおむね250m以上の沿線に人家がおおむね5戸以上あるもの イ 起点からおおむね250m以上の沿線に農地がおおむね3ha以上あるもの ウ 起点からおおむね250m以上の沿線に公共施設等があるもの (4) その他知事が特に必要と認めるもの
周 辺 施 設 整 備 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設・改良事業と合わせて実施する案内板、遊歩道、休憩施設、消火施設、修景植栽、作業拠点等を整備する工事 2. 1路線当たりの単年度工事費 50万円以上